



「新北海道スタイル」で乗り切ろう

国の緊急事態宣言解除に続き、北海道の休業要請も解除されましたが、道内ではまだまだ継続した取り組みが必要とされています。道は、新型コロナウイルスとの闘いが長期化している中、国が示した「新しい生活様式」の北海道内での実践に向け、新しいライフスタイルやビジネススタイルを「新北海道スタイル」と決めました。北海道民一体となって、新たなステージの北海道を目指しましょう。

町民の皆さん、事業者の皆さんも、新型コロナウイルス感染リスクを低減するため、「新北海道スタイル」の積極的な実践をお願いします。

「新北海道スタイル」について、詳しくはこちらをご覧ください。

北海道ホームページ



事業者の皆さまへ「7つのポイント」への取り組みをお願いします



道民の皆さまへ「新しい生活様式」の実践をお願いします



「新北海道スタイル」はじめよう。

問い合わせ先／北海道経済部経済企画局経済企画課 ☎011-206-0287 (8時45分～17時30分)

町民の皆さまへ

特別定額 10万円給付金

給付額 10万円
給付対象者1人につき

申請期限日／8月18日(火) ※申請期限を過ぎると給付金を受け取ることができなくなります。

1 申請書が届いているかご確認を

※申請書は、基準日(令和2年4月27日)において、弟子屈町の住民基本台帳に記録されている世帯主の方に送付されています。

2 町へ申請書を提出(同封の返信用封筒をご利用ください)

※町から世帯主宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、通帳と本人確認書類の写しとともに返送してください。

3 受給権者(世帯主)が受給します

⚠ 給付金を装った詐欺やデマにご注意を!

6月24日現在 約98%給付済



やむを得ず窓口で申請する場合

- 受付窓口／役場1階「環境生活課窓口」または「川湯支所」(公民館から変更になりました)
- 受付時間／10時から16時まで(土日祝祭日を除く)
- お問い合わせ先／役場総務課 ☎482-2912 (課直通)

弟子屈町新型コロナウイルス感染症経済対策事業

弟子屈ふるさと宿泊券&湯巡グルメクーポン券事業スタート

新型コロナウイルス感染症拡大により町内経済は停滞が続いています。全国緊急事態宣言が解除され、経済活動は徐々に平常を取り戻しつつありますが、依然として旅行需要の停滞が続いています。

そのため町では、地域経済の回復を図るため、さまざまな補助事業を実施します。町民の皆さんには、各補助事業を活用し、町内の各施設を積極的にご利用いただきますようお願いいたします。

1. 弟子屈町ふるさと宿泊券

- ① 宿泊券／3,000円分の宿泊券を、1人1回1枚で、有効期間中、2回まで交付します。
- ② 有効期間／7月1日(水)～9月30日(水)
- ③ 用途／町内の参加宿泊施設で、宿泊する場合利用できます。
- ④ 対象／町民の方とその親類の方、または知人の方など ※申請は町民の方に限ります。
- ⑤ 交付申請・交付場所／道の駅摩周温泉観光案内所または川湯ふるさと館
- ⑥ 受付時間／期間中毎日10時から16時まで ※川湯ふるさと館は毎週月曜日休館



2. 弟子屈町湯巡グルメ・クーポン券

- ① クーポン券／1人1枚限定1,000円で、3,000円分使える湯巡グルメ・クーポン券を販売します。宿泊した町内の参加施設で購入できます。
- ② 有効期間／7月1日(水)～10月1日(水)
- ③ 使用方法／町内の参加施設に宿泊券を使って宿泊すると、町内の飲食店などで利用できます。また、他の参加宿泊施設の日帰り入浴などでも使用できます。ただし、宿泊施設での飲食には利用できませんので、ご注意ください。詳しくは交付申請時にお渡しするチラシでご確認ください。

お問い合わせ先：一般社団法人摩周湖観光協会 ☎482-2200

みんなで乗り切ろう!

弟子屈町 わくわく商品券 実行委員会からのお知らせ

商品券の販売はすでに終了していますが、使用する際には次の点に注意しご使用いただきますようお願いいたします。

- ① わくわく商品券の使用期限は、6月12日(金)～12月31日(木)までです。
- ② この商品券のご使用にあたっておつりは出ません。
- ③ この商品券は、参加施設関係者による自社施設での使用はできません。
- ④ この商品券で、金券、他の商品券、切手、パチンコ、図書カード、公共料金の支払いなどは対象となりません。
- ⑤ 参加施設のうち、抽選券の対象施設に該当するお店で商品券を使うと、商品券1枚の使用につき、抽選券1枚がもらえます。抽選会は、令和3年1月以降での開催を予定しています。
- ⑥ 商品券の一番上に「食」の赤いスタンプが押印してある商品券は、飲食店限定です。
- ⑦ 「食」の押印がない商品券は、飲食も含め参加施設すべてで使用できます。



○で囲んだ赤い「食」の押印有り



飲食限定の1枚です。

○で囲んだ赤い「食」の押印無し



飲食にも飲食以外も使用できます。

お問い合わせ先／実行委員会事務局：一般社団法人摩周湖観光協会 ☎482-2200